

役員報酬規程

社会福祉法人せきれい会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人せきれい会定款第8条及び21条に規定する評議員及び役員
の報酬に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が、法人の事務所（法人が設置経営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事務所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 感じが、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が、法人及び事業所の監査の業務、その他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬)

第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人及び事業所の運營業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、職員旅費規程に基づき旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(重複支給の防止)

第8条 評議員が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬は支弁しない。

2 役員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により運營業務に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬は支給しない。

3 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(法定控除)

第9条 報酬の支払いに際しては、所得税法令に定められた額を控除する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条・第5条関係）

名 称	報 酬	年間上限
理事会出席報酬	日額 10,000円	300,000円
評議員会出席報酬	日額 10,000円	300,000円

別表2（第4条・第5条・第6条関係）

名 称	報 酬
理事長業務報酬	日額 10,000円
理事及び評議員業務報酬	日額 10,000円
監事監査指導報酬等	日額 10,000円
苦情対応第三者委員報酬	日額 10,000円